時事新報

第千二百八十二號

明治十九年五月廿二日 土曜日
（壬午）
舊丙戌四月十九日

日入年前四時五十一分
出年後七時二分
月入年後十時十四分
出年前八時十五分
滿潮午前八時三十二分
滿潮午後八時三十二分
（西暦一千八百八十六年）

時事新報

居留外國人は歸化す可し

治外法權の制は無勘辨なる外國人の每度贊成維持して便利なりと揚言する所のものなれども其便利は唯目前狹小の部分に行はるゝのみにして實際に於て更に大不便なれに伴ふものありと申さい此制の行はるゝが爲め外國人居留地の區域に制限ゆ金錢智力の働は此制限内に封鎖されて直接に内地の事に與る能はず日本の内地に鑛山ありと聞けども親から往て之を掘發せる由あく養蠶製糸盛なりと聞けども自身直接に内地に入りて生糸荷主の門に敲くと得ず其他選利の拾ふべく富源の開くべきもれ彼等の眼に映ぜて多らんと雖ども彼れ亦商鞅の流亞なるか自から治外法權を制して自から其法の束縛せる所となり或は知て或は知らずして異常の不利に蒙り居る者の如し抑も今日本に居留せる外國人は何の故に日本國に來りしや山水は明媚を樂んで風雅の情を慰むるが爲めか將た東洋の孤島に向て厳來文明國の文を示さんが爲めか我輩の聞見に以てすれば布教の爲めなり遊覽の爲めなり其目的一あらずと雖ども十の八九は商賣生財の爲めにするものゝ如し商賣生財は眼より見て治外法權は實際何程の便利ありやと尋るに或は時として奇なる我意と主張とるの便利もあらん財產上の訴訟などにも自國領事の裁判を得れを自然都合ありとの事情もならんのあれども是れば かりの便利と都合とを享有するの故を以て居留地の制度を存し肝心要の商業を方十里の内に當り直接に日本内地に商品富源に近づかざるは外國人が住慣れ之故國の親族朋友にも離れ多文明の快樂を振り棄てゝ日本に來りたる第一の目的に背くものゝ如し非ずや第一の目的は我を飾くるにあり此目的を達する爲めには自國文明の快樂を親友國樂の歡も皆な之を顧るゝ足らず東洋に商遊、多少の不愉快は覺悟の前なりとて日本國に來りさる其人が治外法權の小便利に愁々して日本内地の商賣に與るとを敢てせざるとは何事ぞ始めに勇にして終りに怯、前後不揃の談ありといふべし左れば居留外國人は今より心を改めて如何にもして日本の内地に入り日本人通りに立働くれ覺悟專一なりとして扨條約改正も近日に在り内地雜居も其改正に伴ふとあらん此機會を空うせずして彼等が日本の内地に入りて日本人通りに運動するゝと甚だ易しと思ふ者もあらん果して既の如くなれば我輩の素望も達したるの姿あて誠に目出度次第なりと雖ども我輩と以て今日の雲氣を察するに條約は申分なく改正され外國人は全國一般に雜居せるの運びに至る可きや聊か掛念あきに非ず且つ内地雜居と爲るも所謂内國人民と寄留外國人とは間に幾分の權利と異なるは厳來各國の例に於て日本にても亦同樣なる可きが故に我輩が今の居留外國人に向て勸告する所は條約改正内地雜居の事如何に拘らず今日より心事を轉じて日本に歸化し一時又は永久日本國人の籍に入るの一事あり

從來我國にて歐米人は歸化甚だ稀なりしが故に精密なる歸化人取扱法もなしと雖ども歐洲諸國は法を按ずるに容易に歸化と許さるあり或は八釜しきものあり一ならず、其中佛國の法の如きは甚だ簡易なる者なりて外國人が佛國に至り歸化請願書を政府に差出せば政府は之を許否するの權を有し許す可しと見做せば之を認可す即ち通常は歸化なり又外國に滯在する佛國人の父母の間に生れたるものが偶ま佛國に歸りて居ると一年なきに歸化の請願あるも尚之を佛國人と見做すの法あり之を特別歸化と云ふ又佛國の法律にては妻は其夫の身分に從ふものとし佛國人が外國の女を娶ると きは其女は直に佛國人と爲るものなり我國にても神奈川縣下及び其の他に西洋人歸化れ例あり今後も亦ます〳〵增加す可きが故に歸化の手續は成る可く之を簡易にし又其原籍に復するの手數とも容易にして其我國に歸化し又本國に復籍せること恰も內國人が縣〳〵に轉籍する者と同樣にして當さに然る可きことならん凡そ天地間の人が偶然に某國に生きさりとして長ぜて四方に遊ぶときは則ち四方の人あり如何なる事情ありても終生己が姓名は上に某國人の字を冠せざる可らずとの理由は達觀者の眼に見ざる所なり蓋し國の肩書に縛々たる雄飛すること能はざるは往時交通不便にして人間幾多の小社會が各處に孤立せし世の遺習たるに過ぎず苟も今の西洋男子が志を立て鄉閭を出て商賣生財を目的として東洋に來り寶山に咫尺を求て尚ほ躊躇すると勇者は學動に似合あるが如き既に故國の快樂に孤負して萬里の外に在り其目的を達するが爲め多少は故障不愉快に堪るは固より覺悟の前あらずや我輩は居留外國人に向ひ其來東の初志と成すが爲め今の事情に於て颯〳〵と我國に歸化せるの得策なると奬說せんと欲するなり

官報

○海軍省令第三十四號

海軍一般 北海道廳 府縣

海軍生徒召募規則左ノ通相定メ明治十六年（四月）乙第五號達海軍主計學舍規則第三十三條以下ヲ削除ス

明治十九年五月廿一日 海軍大臣伯爵西鄕從道

海軍生徒召募規則

第一條 海軍生徒タランコトヲ志願スル者ハ華士族平民ヲ論セス本則ニ照シテ召募ス

第二條 志願者ハ左ノ年齡ニ適合ノ者タル可シ

兵學校生徒ハ 滿十六年以上二十年以下

機關生徒ハ 滿十六年以上二十年以下

軍醫生徒ハ 滿十七年以上二十年以下

主計生徒ハ 滿十八年以上二十二年以下

第三條 左ニ揭クル者ハ志願スルコトヲ得ス

一 有妻ノ者

二 輕罪以上ノ刑ニ處セラレタル者

三 賭博犯ノ處分ヲ受ケタル者

四 身代限ノ處分ヲ受ケ辨償ヲ了ラサル者

第四條 生徒召募ノ人員期限及檢査試驗ノ科目時日等ハ各校（舍）ニ於テ之ヲ廣告ス

第五條 志願者ハ東京府下或ハ校（舍）所在ノ縣下ニ住居スル父兄親族其他一家ヲ成ス丁年以上ノ者二名ヲ身元引受人ト爲ス可シ但其一名ハ住居スル府縣下ニ於テ土地家屋ヲ有スル者ニ限ル

第六條 身元引受人ハ左ノ樣式ニ依リ願書ニ誕辰及履歷書ヲ添ヘ住居ノ府縣廳ヲ經由シ各校（舍）ニ差出ス可シ（書式略ス）

第七條 志願者ノ身體檢査ハ分隊長（部長）（監事）列席シ海軍醫官之ヲ行フ而シテ合格ノ者ニ非サレハ學科試驗ヲ行ハス

第八條 志願者ノ學科試驗ハ各校（舍）長（教務總理）臨監シ教授長教授（教官）之ヲ行フ而シテ其及第中優等ノ者ヲ撰拔シテ生徒ヲ命スルモノトス

第九條 生徒ヲ命スルト否トハ其校（舍）ヨリ願書ニ奧書シタル府縣廳ヲ經テ身元引受人ニ達ス

第十條 志願者生徒ヲ命セラレタル時ハ其身元引受人ヨリ左ノ樣式ニ依リ身元引受證書ニ族籍證書ヲ添ヘ校（舍）ニ差出ス可シ（書式略ス）

第十一條 生徒ヲ命セラルヽ者ニハ其校（舍）ニ於テ左式ノ誓約書ヲ附與ス（書式略ス）

第十二條 生徒ヲ命セラレタル者ハ左式ノ誓約書ニ署名捺印シ其志操ノ確實ナルヲ證ス可シ（書式略ス）

裁判所

○司法省訓令第三號

明治十七年太政官第百二號達ニ基キ判事登用ノ爲メ當省ニ於テ來ル十一月一日ヨリ試驗擧行候旨本年五月第一號ヲ以テ告示候ニ付テハ現任判事補及書記ニシテ志願ノ者ハ左ノ心得書ニ據リ在官ノ儘本省所轄控訴院若クハ始審裁判所ニ於テ筆記試驗ヲ受ルコトヲ得但口述試驗ハ本省ニ於テ之ヲ行フ右訓令ス

明治十九年五月廿一日 司法大臣伯爵山田顯義

現任判事補檢事補及書記試驗出願心得

第一條 現任判事補檢事補及書記ニシテ試驗ヲ出願セントスル者ハ先ツ所轄裁判所長檢事長書記官若クハ始審裁判所長上席檢事ノ允許ヲ受クヘシ

第二條 試驗願書ハ所轄裁判所ヲ經由シテ本省ニ差出スヘシ

但戶長ノ奧書ヲ要セス

第三條 試驗願書ニハ履歷書ヲ添フルヲ要セス

第四條 登用人員ハ第一號告示第五條ノ限外ナリトス

第五條 此心得書ニ記載セサル廉ハ本年五月司法省第一號告示ニ依ル儀ト心得ヘシ

○告示第十三號

當省貯木所及錦織綱場位置左ノ通相定ム

貯木所 位置 三重縣下伊勢國桑名郡桑名

桑名 受知縣下尾張國愛知郡熱田

白鳥

錦織綱場 位置 岐阜縣下美濃國可兒郡錦織

右告示ス

明治十九年五月二十日 農商務次官吉田清成

○辭令

吉田農商務次官德島縣出張ニ付隨行被仰付 農商務大臣秘書官 柳谷謙太郎

製藍肥料改良及清酒釀造改良調査ノ爲德島縣下巡廻 農商務四等技師 高峯讓吉

大阪府下堺出張被仰付 農商務三等技師 桐野利邦

兵庫川崎造船所事業監督被仰付 農商務三等技師 桐野利邦

商務省）

○虎列刺患者 一昨十九日京都府新患十四人、死亡十二人、大阪府百六十人、死亡八十七人、去る十八日兵庫縣新患三十四人、死亡十四人一昨十九日新患三十六人死亡九人なり（內務省報告）

○元山港居留我が國民の戶口 本年四月の調査に係る朝鮮國元山港居留我が國民の數と合計二百三十七人內男百五十五人、女八十二人なりて戶數は七十六あり（外務省報告）

○德原府使の更迭 朝鮮國德原府使兼監理元山港通商事務鄭顯奭は今般同知中樞府事に轉任したるに依り安邊府使李重夏其の後任として去る四月二十五日（韓曆三月二十二日）來着せり（本年五月八日附在元山領事館報告）

（以上十件本年五月廿一日官報）

雜報

○北京來信 鹽田駐清公使に同行して北京に赴任しる某氏より本月三日發の來狀に同公使の一行は去三月卅一日を諸港に寄泊し公用六時同港に達せ沽に達せ白河と溯るに巳む無て公使等館に宿泊し李鴻章氏羅豐祿、談話暫りて容貌錄として見受け士二三人つの者之に列して之數名其後見る自分佛國と遊省に仕官べきとの使波多野中ある佛も亦公使たると以て之を挽しに船舶し航路と碇泊し翌浅く船の人として來り日午前八時夕二名同治療中ある始めとし年同病の に本年は罹及び縣去る十二年流行の其虎列刺病刺病流行町 麻山通信 新館へ移る 使館は未 使館に着 駐在の各

○松山通信 虎列刺病刺病流行の模樣 麻山縣下喜多郡國三縣巡廻醫中本縣に木課官吏は